

象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの
八 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの
(イ) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上のもの
(ロ) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満のもの
a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b) 中部総合事務所所の管区域に係るもの
(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
(2) 設計又は監督の委任の決定
イ 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの
ロ 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの
八 契約の対

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

象となる部分の金額が5,000万円未満のもの
(イ) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上のもの
(ロ) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満のもの
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの
(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
(3) 鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託の決定
イ 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
ロ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
(イ) 工事が2億円以上の工事に係るもの

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

(ロ) 工
費が2億
円未満の
工事に係
るもの
(4) 鳥取県建
設工事執行規
則第52条第1
項(同規則第
56条第2項に
おいて準用す
る場合を含
む。)の規定
による工事の
完成検査の委
託
イ 請負対象
設計金額が
5億円以上
の工事に係
るもの
ロ 請負対象
設計金額が
5億円未満
の工事に係
るもの
(イ) 工
費が2億
円以上の
工事に係
るもの
(ロ) 工
費が2億
円未満の
工事に係
るもの
a 建築
工事に
係るも
の
(a)
営繕
費に係
る本庁
舎等
の工
事に
係る
もの
(b)
(a)
以外
のも
の
東
部
総
合
事
務
所
及
び
八
頭
総
合
事
務
所
の
所
管
区
域
に
係
る
も
の
中
部

東
部
総
合
事
務
所
所
長

中
部
総
合
事
務
所
所
長

西部総合事務
所長

総合事務所の所管区域に係るもの
西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
b 設備
工事に
係るもの
(a)
工事が
6,000
万円以上
の工事に
係るもの
(b)
工事が
6,000
万円未満
の工事に
係るもの
管雑費に係る本庁舎等の工事に係るもの

以外のもの()

東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの()

中部総合事務所の所管区域に係るもの()

西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

(三) 工事及び
工事に伴う委
託業務に係る

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

鳥取県建設工
事等の入札制
度に関する規
則第21条の規
定による入札
者の指名

(1) 請負対象
設計金額が2
億円以上の工
事に係るもの

(2) 請負対象
設計金額が2
億円未満の工
事に係るもの

イ 建築工事
に係るもの

(イ) 営繕
費に係る
本庁舎等
の工事に
係るもの

(ロ) (イ)
以外のもの

a 東部
総合事
務所及
び八頭
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

東部総合事務
所長

b 中部
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

中部総合事務
所長

c 西部
総合事
務所及
び日野
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

西部総合事務
所長

ロ 設備工事
に係るもの

(イ) 請負
対象設計
金額が
6,000万円
以上の工
事に係る
もの

(ロ) 請負
対象設計
金額が
6,000万円
未満の工
事に係る
もの

a 営繕
費に係
る本庁
舎等の
工事に
係るもの

b a以
外のもの

(a)
東部
総合
事務
所及
び八
頭綜
合事
務所
の所
管区

東部総合事務
所長

4	同法第15条の2第1項の規定による土地等の取得について合意が成立しない場合のあつせんの詳細								
5	同法第16条の規定による事業の認定の詳細								
6	同法第17条第2項の規定による事業の認定								
7	同法第19条(同法第32条第2項及び第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業認定申請書等の欠陥の補正及び訂正								
8	同法第21条第1項の規定による土地の管理者等からの意見の聴取								
9	同法第21条第2項の規定による事業の認定に関する処分についての意見の提出								
10	同法第22条の規定による専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取								
11	同法第23条の規定による公聴会の開催								
12	同法第24条第1項の規定による市町村長への事業認定申請書等の写しの送付								
13	同法第24条第4項及び第5項(同法第34条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の権限の代行及び外権限を代行する旨の通知								
14	同法第25条第2項の規定による事業の認定に係る利害関係人の意見書の国土交通大臣への送付又は報告								
15	同法第26条第2項の規定による事業の認定の報告及び事業の認定に関する書類の写しの送付								
16	同法第27条第3項の規定による事業の認定に関する処分に係る国土交通大臣への意見の提出								
17	同法第27条第6項の規定による事業の認定に係る公								

	定による移転の請求の受理及び当該請求に係る書面の国土地理院の長への送付								
十 測量法施行令（昭和24年政令第322号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第28条第2項の規定による測量業者登録業務の場所等の告示								
十一 その他の事務	略								
	2 建設発生土処理業務に関する事務 （一）処分場の造成等の工事に係る起工、変更設計書の作成、施工管理、監督及び検査 （二）処分場予定地の測量等業務の委託に係る起工、変更設計書の作成、監督及び検査							総合事務所長	総合事務所長
一 道路法に基づく知事の権限に属する事務 （道路建設									

二 土木工事に伴う委託業務に係る鳥取県建設工事の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による入札参加資格の決定								
	2 同規則第6条第2項の規定による入札参加資格の付与の決定								
	3 同規則第7条第2項第1号又は第3項の規定による有資格者が入札参加資格を欠くに至った旨の認定								
	4 同規則第8条の規定による入札参加資格の他者への引き継ぎの認定								
	5 同規則第34条、第36条又は第37条本文の規定による有資格者の資格制限の決定								
	6 同規則第38条の規定による申請書取を行う旨の決定								
	7 同規則第40条第1項の規定による資格制限の期間の短縮又は延長の決定								
	8 同規則第40条第2項の規定による資格制限の解除の決定								
	9 同規則第41条第3項又は第4項の規定による不服申出の棄却又は不服申出に係る資格制限の取消しの決定								
三 その他の事務	略								
一 道路法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による路線の認								

課の所管事務に係るものを除く。）

1 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 同法第37条第1項の規定による道路の占用を禁止し、又は制限する区域の指定

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

定の公示

2 同法第11条第3項の規定による他の道路の路線と重複する路線の指定等の通知

3 同法第13条第4項の規定による国道の修繕又は災害復旧に関する工事の臨検及び実施計画についての関係県との協議

4 略

5 同法第19条第1項の規定による道路の管理の方法についての関係道路管理者との協議

6 同法第19条第5項の規定による境界地の道路の管理についての協議の内容の公示

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 同法第31条第1項の規定による道路と鉄道との交差の方式等についての鉄道事業者等との協議

13 略

14 略

15 略

16 略

17 同法第37条第1項及び第3項の規定による道路の占用を禁止し、又は制限する区域の指定及びその旨の公示

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 同法第44条第2項の規定による沿道区域の公示

24 略

25 略

26 略

27 略

21 略
22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略
29 同法第47条の5 第1項の規定による 歩行安全改築の 要請の受理
30 同法第47条の5 第6項の規定による 公安委員会の意見の 聴取
31 同法第47条の7 第1項の規定による 道路一体建物に 関する協定の締結
32 同法第47条の10 第1項の規定による 道路保全立体区域の 指定
33 略
34 略
35 略
36 略
37 略
38 略
39 略
40 略
41 略
42 略
43 同法第48条の18 第2項(同条第4 項において準用する 場合を含む。)の 規定による利用

28 略
29 略
30 略
31 略
32 略
33 略
34 略
35 略
36 同法第47条の6 第1項の規定による 道路一体建物に 関する協定の締結
37 同法第47条の6 第2項の規定による 道路一体建物に 関する協定を締結 した旨の公示
38 同法第47条の9 第1項の規定による 道路保全立体区域の 指定
39 同法第47条の9 第3項の規定による 道路保全立体区域の 指定等をする旨の 公示
40 略
41 略
42 略
43 同法第48条の2 第4項の規定による 自動車専用道路の 指定等をする旨の 公示
44 略
45 略
46 略
47 略
48 略
49 同法第48条の13 第5項の規定による 自転車専用道路 等の指定等をする 旨の公示
50 略
51 略

66 略										
67	同法第95条の2第1項の規定による公安委員会の意見の聴取								—	総合事務所長
68	同法第95条の2第2項の規定による公安委員会との協議									
二 略										
三 略										
四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1	略								
	2	略								
	3	略								
	4	略								
	5	略								
	6	略								
	7	略								
	8	略								
	9	略								
	10	略								
	11	略								
	12	略								
	13	略								
	14	略								
	15	略								
	16	略								
	17	略								
	18	略								

78	同法第91条第3項の規定による道路予定区域の制限による損失の補償									
79 略										
80	同法第95条の2第1項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議 (一) 同法第95条の2第1項に係るもの (二) 同法第95条の2第2項に係るもの								—	総合事務所長
二 略										
三 車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和46年建設省令第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条の規定による道路の指定等の公示								
四 略										
五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1	略								
	2	同法第3条第4項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定等をした旨の公示								
	3	略								
	4	略								
	5	略								
	6	略								
	7	略								
	8	略								
	9	略								
	10	同法第8条第2項の規定による電線共同溝の増設の公示								
	11	略								
	12	略								
	13	略								
	14	略								
	15	略								
	16	略								
	17	略								
	18	略								
	19	略								
	20	略								

可等に係るもの (二) 1又は6の (一)の認可に係 るもの									
12 同法第31条第1 項の規定による許 可等の取り消し、 変更等の監督処分 及び必要な是正措 置の命令並びに同 条第2項の規定に よる執行等 (一) 3、6の (三)又は7の認 可等に係るもの (二) 1又は6の (一)の認可に係 るもの									
13 同法第32条第1 項の規定による立 入検査のうち12の 監督処分を行うた めのもの (一) 12の(一)の 監督処分を行う ためのもの (二) 12の(二)の 監督処分を行う ためのもの									

三 土壌改良
法に基づく
知事の権限
に属する事
務(広域農
道整備事業
及び農道
整備事業
に係るもの
に限り、市
町村長に委
任したもの
を除く。)

二 土壌改良 法に基づく 知事の権限 に属する事 務(広域農 道整備事業 及び農道 整備事業 に係るもの に限り、市 町村長に委 任したもの を除く。)	1 同法第7条第5 項(同法第40条第 9項(同法第96条 の3第5項におい て準用する場合を 含む。)、第96条 第3項、第96条の 2第3項及び第96 条の2第5項にお いて準用する場 合を含む。)の規 定による農用地の 改良等に関し専門 的知識を有する職 員の補助								総合事務所長
	2 同法第8条第1 項の規定を準用す る同法第40条第9 項(同法第96条の 3第5項におい て準用する場合を 含む。)、第96条第 3項、第96条の2 第3項及び第96条 の2第5項の規定 による土壌改良事 業計画等の適否の 決定								
	3 同法第8条第2 項(同法第40条第 9項(同法第96条 の3第5項におい て準用する場合を 含む。)、第97条 第2項、第97条の 2第10項、第97条 の3第6項及び第 101項同条第131項及 び第151項、第96条 第3項、第96条の 2第3項並びに第 96条の2第5項に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による専門技術 者の委嘱								総合事務所長
	4 同法第9条第2 項(同法第40条第 9項(同法第96条 の3第5項におい								

略									
略									
七 海防法に基づく知事の権限に属する事務（農也・水保令及び空巷港灣課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
略									
九 鳥羽海軍施設規則に基づく知事の権限に属する事務（農也・水保令及び空巷港灣課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
略									
略									
三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥羽建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務	略	27 同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び崩害の賠償の請求							
		(一) 著しく重大なかしに係るもの							
		(1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの							
		(2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの							
		(二) (一)以外のもの							
		(1) 空巷整備事業に係るもの						鳥羽空巷管理事務所長	
		(2) 港灣整備事業、漁港整備事業及び海岸整備事業に係るもの						鳥羽港事務所長	
略									
略									
十九 空巷法（昭和31年法律第80号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第2項の規定による工事の施行についての国土交通大臣との協議								
	2 同法附則第3条第31項において準用する同法第6条第3項の規定による直轄空巷工事に								

略									
略									
七 海防法に基づく知事の権限に属する事務（耕地整理及び空巷港灣課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
略									
九 鳥羽海軍施設規則に基づく知事の権限に属する事務（耕地整理及び空巷港灣課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
略									
略									
三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥羽建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務	略	27 同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び崩害の賠償の請求							
		(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの							
		(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの							
略									
略									
十九 空巷整備法（昭和31年法律第80号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第2項において準用する同法第8条第2項の規定による工事の施行についての国土交通大臣との協議								
	2 同法附則第4項で準用する同法第6条第3項の規定による直轄空巷工事に								

